

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）

【令和4年度～令和9年度】

～ 性別にとらわれることなく 誰もが自分らしく生活できる社会を目指して ～

令和7年度版

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）

年次報告書

（令和6年度実施状況）

浜 田 市

～ 性別にとらわれることなく 誰もが自分らしく生活できる社会を目指して ～

『 性別にとらわれない「誰もが」を大切にする浜田市でありたい 』

生まれた時の体による性別は、「男性」と「女性」です。生物学的にも違いがあることは否定できません。

「男性」「女性」という二つの言葉では自分自身のことを表現できない、その言葉に当てはめられることに違和感や苦しさを感じている方がおられる、これらの方へ心を配りたいという思いが根底にありました。

そこで、この計画では、男女の表記に関し、可能な限り「男性」、「女性」、「これらの言葉では表現できない人」全てを、「誰もが」と表現することといたしました。

「男性」「女性」の「性差の違いを正しく知ること」、「性差の違いを正しく理解すること」が、「男性」も「女性」も「これらの言葉で表現できない人」も全てを、性別にとらわれない、一人一人を尊重する「誰もが」とするまちづくりには不可欠です。

また、未だ根強く残る性別による固定的な役割分担や固定的な概念、性別による不平等さを解消していくためには、あえてどちらかの性別に対する取組を進めることも必要です。

「浜田市男女共同参画推進計画（第4次）」では、「性差を正しく知り、正しく理解すること」、「性別による固定概念や不平等さが解消されていくこと」、これらを目指して歩むことで、真に「誰もが」と言えるまちづくりとなると考えます。

「あなたも」「わたしも」「誰もが」、それぞれを尊重し、認め合い、共に心地よく生きることができる「浜田市」を、そして、「性別にとらわれることなく、誰もが自分らしく生活できる社会を」目指していきます。

目 次

第1部 年次報告書の概要

1 年次報告書計画について	1
2 計画の進捗管理	1

第2部 計画の実施状況

1	計画の施策体系について（資料）	3
2	基本目標Ⅰ 男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5
3	基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	27
4	基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	47

第3部 数値目標の進捗状況

1 計画にかかる数値目標の進捗	57
2 審議会等への女性の参画率	60

第1部 年次報告書の概要について

1 年次報告書について

2 計画の進捗管理

1 年次報告書について

浜田市では、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきましたが、社会のあらゆる分野において、性別による固定的かつ差別的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが残っており、男女平等が充分には実現されていない状況にあります。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行を始めとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人一人が生き生きと輝く、豊かで活力あるまちを築くためには、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわりなくその個性を能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選ぶことができる社会を実現することが、緊要な課題です。

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）は、国、県の動きや社会情勢、そして、これまでの本市の取組の成果や課題を踏まえ、性別にとらわれることなく、多様性を認め合い、互いを尊重する社会を基盤とし、引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、策定したものです。

この計画を推進するにあたり、浜田市男女共同参画推進条例 第17条に基づき、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、年次報告書として公表するものです。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗は、浜田市男女共同参画推進連絡会議において年次報告書により、施策の実施状況、課題等から年度ごとに施策の推進について検証を行います。

また、数値目標を掲げ、目標への達成度を明確にします。

浜田市男女共同参画推進連絡会議での検証を踏まえ、浜田市男女共同参画推進委員会において調査・審議し、評価します。

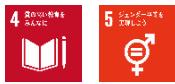
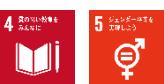
第2部 計画の実施状況

- 1 計画の施策体系について（資料）
- 2 基本目標Ⅰ 「男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」
重点目標
 - 1 男女間における暴力の根絶
 - 2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
 - 3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進
 - 4 防災分野における男女共同参画の推進
- 3 基本目標Ⅱ 「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」
重点目標
 - 1 政策や方針決定における男女共同参画の推進
 - 2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進
 - 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - 4 地域社会や地域産業における男女共同参画の促進
- 4 基本目標Ⅲ 「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」
重点目標
 - 1 男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進
 - 2 男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進

1 計画の施策体系（資料）

基本目標	重点目標	施策の方向性
I 男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	1 男女間における暴力の根絶 【浜田市DV対策基本計画の位置付け】 4 すべての性別を 5 ジェンダー平等を 5 ジェンダー平等を 実現しよう 2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進 3 すべての人に 健康な日本を 4 すべての性別を 5 ジェンダー平等を 実現しよう 3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進 1 すべての性別を 尊重しよう 5 ジェンダー平等を 実現しよう 11 健全なまち まちづくり 10 人や自然の不平等 なくそう 11 健全なまち まちづくり 4 防災分野における男女共同参画の推進 5 ジェンダー平等を 実現しよう 11 健全なまち まちづくり	D V 防止に関する広報・啓発の推進 被害者の保護や自立に向けた支援の充実 相談体制の強化 市における体制整備 関係機関との連携体制の推進 学童思春期・若年成人期における健康支援と性差の特徴による健康教育支援 妊娠・出産に対する健康支援 中高年における健康支援 貧困等生活上の困難を抱えている人への支援 高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境の整備 人権尊重の観点からの啓発 ハラスメントの防止に向けた活動の推進 防災に関する政策・方針決定への女性の参画拡大 男女共同参画の視点による防災対策の推進

S D G s アイコン：国際連合広報センター より

基本目標	重点目標	施策の方向性
<p>II 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり</p> <p>【女性の職業における活躍の推進に関する法律に基づく市の推進計画の位置付け】</p> 	<p>1 政策や方針決定における男女共同参画の推進</p>  <p>2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進</p>  <p>3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p>  <p>4 地域社会や地域産業における男女共同参画の促進</p> 	<p>各種審議会等における施策・方針決定への女性の参画拡大</p> <p>就業機会の拡大と職業能力の開発</p> <p>適性に応じた女性職員の配置及び係長級以上の役職への登用促進</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの理解の推進</p> <p>子育てや介護の支援</p> <p>男性の家事・育児・介護への参加促進</p> <p>市役所の男性職員等の子育てに関する休暇取得の促進</p> <p>自治会・PTA等における方針決定への女性の参画推進</p> <p>農林水産業・商工自営業における方針決定への女性の参画推進</p> <p>技術向上研修、企業の知識取得研修等への女性の参画促進と支援</p>
<p>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</p> 	<p>1 男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進</p>  <p>2 男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進</p> 	<p>性別役割分担意識に基づく慣行等の見直し</p> <p>家庭・地域・職場における意識づくり</p> <p>広報啓発活動の推進</p> <p>男女共同参画に関する啓発活動を行っている団体への支援</p> <p>学校における男女共同参画に関する教育の推進</p> <p>男女共同参画について学ぶ生涯学習の推進</p> <p>PTA等における男女共同参画に関する合同研修の推進</p>

基本目標Ⅰ 「男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」

重点目標1 男女間における暴力の根絶

＜施策の方向性と具体的な取組＞

DVは未然防止・早期発見により、暴力に歯止めをかけ、被害が小さいうちに対策をとることが大切であることから、DVについての正しい理解の普及に努めるとともに、関係機関等との連携を深め、被害者の安全確保など必要な支援を行うことが肝要です。

また、DVの被害者に対しては、相談しやすい環境が大切であり、プライバシーが保護された相談室の確保を図るとともに、相談窓口の周知や対応する職員の資質向上に努めます。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
DV防止に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や市ホームページへの掲載や講演会の開催を通じて、DV等が人権侵害であることを広く市民に周知し、意識啓発に努めます。 ・相談窓口を記載したカードやパンフレット等を配布し、相談先の周知を行います。 ・学校等と連携してDVを予防する教育、普及啓発の強化・充実を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報の掲載や講演会の開催による意識啓発 ・若年層におけるDV予防啓発 	<p>・「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組</p> <p>① DV等の相談先について広く市民に周知するため、市広報紙、市ホームページに掲載した。 広報はまだ11月号掲載 「女性の人権ホットライン」強化週間について</p> <p>② 街頭啓発運動における啓発活動において、予防・啓発を目的にDV防止リーフレット等を配布した。</p> <p>・島根県女性相談センター、しまね女性センター主催の「ドメスティック・バイオレンスに関する県民公開講座」を関係団体に案内し、共に受講した。また、子ども子育て支援課、防災安全課に情報提供し、共に受講した。</p>	<p>〇関係パンフレットの配布や啓発運動を通して、DV等が人権侵害であることを広く周知することができた。</p> <p>☆男女間の暴力について、関係部署と機会を捉え情報共有等を行う必要がある。</p> <p>〇DV等について、実態や基礎知識を学び、支援体制や社会の在り方について、関係団体と考える機会を持った。また、関係部署と共に認識を図ることができた。</p> <p>☆受講した内容を、どう次の啓発活動に繋げていくか考えていく必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市広報紙やホームページを活用した周知啓発を行う。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
D V 防止 に関する 広報・啓発 の推進	<p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報の掲載や講演会の開催による意識啓発 ・若年層におけるD V 予防啓発 	<p>テーマ：「災害と防災」</p> <p>・「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組</p> <p>① 市広報紙、市ホームページに掲載し、広く市民に周知することでD V 等が人権侵害であることの意識啓発を行った。 広報はまだ 11 月号掲載</p> <p>② 市内全中学生に相談窓口を記載した啓発グッズと市版のデートD V 防止リーフレットを配布し、相談先の周知及び予防啓発を行った。 令和 6 年 11 月にリーフレットを配布</p> <p>③ 街頭啓発運動における啓発活動を実施した。 実施日：令和 6 年 11 月 12 日 場所：ゆめタウン浜田店 目的：D V 予防・啓発 内容：啓発グッズ、チラシ配布</p>	<p>がある。</p> <p>○広報媒体を活用し、広く市民に周知啓発することができた。 ☆(若い世代のD V に対する正しい知識等を習得するため)対象を中学生に絞り、啓発を継続していく必要がある。 ☆SOSが出せるよう、子ども達がD V の内容と相談先を知ることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市広報紙やホームページを活用した周知啓発を行う。 ・市内全中学生へ啓発グッズとデートD V 防止リーフレットを配布する。 ・街頭啓発運動における啓発活動を行う。 	子ども・子育て支援課
被害者の保護や自立に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応を含めた被害者の保護及び自立支援のために必要な様々な制度に関する情報提供を行います。 ・被害者からの相談には心情に配慮して適切に 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県の「女性に対する暴力対策関係者連絡会議」に出席し、関係機関の取組や実績、関係計画について、センター内において情報を共有した。 ・当センターに相談事例はなかった 	<p>○関係各所と会議を通し、事態の把握と情報を共有することができた。 ☆相談先の周知と共に、躊躇なく相談できる体制づくりを進めることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機会を捉え、関係研修等に参加する。 ・子ども・子育て支援課と相互で関係機関の研修案内をし、知識の共有を図る。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
被害者の保護や自立に向けた支援の充実	<p>対応し、安全と生活の安定に向けた助言や支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェルターの確保など被害者の安全確保の体制を整えます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全確保の体制の確立 ・保護や自立支援のための情報提供 ・性別や国籍等を問わない支援の充実 	<p>が、事例発生時に適切な対応ができるよう備えた。</p> <p>・被害者からの相談は、プライバシーと安全が守られる個室の面談室で対応した。</p> <p>D V相談件数：延べ 19 件 (実人数 10 人)</p>	<p>○被害者の心情に配慮した助言や支援を行った。状況により、児童相談所の女性相談員と連携して相談対応を行った。</p> <p>☆被害者の安全を最優先に確保して相談対応を行う必要がある。</p>	<p>・引き続き、被害者の心情に配慮した相談支援を行う。</p>	子ども・子育て支援課
相談体制の強化	<p>・D Vと児童虐待の両方の視点を持って相談に対する適切な対応ができるよう、D V及び児童虐待の専門研修等へ参加し各種相談員の資質を向上します。</p> <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の資質向上を目指した研修会の参加促進 ・相談先の周知、広報 	<p>・島根県の「女性に対する暴力対策関係者連絡会議」に出席し、関係機関の取組や実績、関係計画について、情報を共有した。また、「D V対策府内連絡会議」においても、相談件数や事例、関係各課の連携システム、支援措置について共有した。</p> <p>・女性相談員・女性相談担当者実務者研修)に出席した。 令和 6 年 7 月 3 日</p> <p>・男性・男児の性暴力被害に対する意識啓発研修会に出席した。 令和 6 年 12 月 18 日</p>	<p>○県、府内ともに関係部署と会議を通して、相談件数等の実態把握や情報の共有と連絡体制の確認ができた。</p> <p>☆会議出席者だけではなく、センター内においても情報共有と、知識共有と理解の向上が必要である。</p> <p>○相談対応の留意点、D Vに関する基礎知識について学ぶことができた。</p> <p>☆研修会に出席後、課内において情報・知識の共有が必要である。</p>	<p>・機会を捉え、関係研修等に参加する。</p> <p>・子ども・子育て支援課と相互で関係機関の研修案内をし、知識の共有を図る。</p> <p>・研修会に出席し、相談員の資質向上を目指す。</p>	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>子ども・子育て支援課</p>

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
市における体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市の各窓口においてDV被害者に対して適切な対応ができるよう、府内連絡体制を整え関係課との連携を強化します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内連絡体制の整備と関係課の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV対策庁内連絡会議」において、相談件数や事例、関係各課の連携システム、支援措置の府内周知について共有した。 ・DV対策庁内連絡会議を開催した。 令和6年10月2日 ・様々な支援が必要なケースは、府内連絡体制による組織として対応した。 ・当市の情報流出事案(平成30年度)を会議資料として提供した。 	<p>〇府内関係部署と会議を通して、情報共有と相談体制について連携を図ることができた。</p> <p>☆会議出席者だけではなく、センター内においても情報共有をし、連携に努める必要がある。</p> <p>〇過去の事案を資料提供して、若手職員等へ周知徹底を行った。</p> <p>☆過去の事例を語り続けることにより、再発を予防する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係会議で相談体制について連携を図る。 ・DV被害者に対して適切な対応ができるよう、府内連絡体制を整え、関係課との連携を図る。 	人権同和教育啓発センター 子ども・子育て支援課
関係機関との連携体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースによっては要保護児童対策地域協議会参画機関と連携し、児童相談所の女性相談担当、警察等の関係機関の指導・助言を受け、被害者に応じた適切な対応ができるよう努めます。 ・県主催の関係機関連絡会との連携を図り、総合的な支援体制の確立を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県の「女性に対する暴力対策関係者連絡会議」に出席し、関係機関の取組や関係計画について、情報を共有した。これらの会議より、関係機関との連携を取った。 ・警察や児童相談所の女性相談員、教育委員会等と連携し、被害者に応じた対応を行った。 ・浜田児童相談所管内女性相談関係機関連絡会に出席した。 開催日：令和6年6月27日 	<p>〇県、府内ともに関係部署と会議を通して、情報共有を図り、関係計画等について学ぶことができた。</p> <p>☆会議出席者だけではなく、センター内においても情報共有をし、連携に努める必要がある。</p> <p>〇要対協参画機関が連携することにより、被害者に応じた連携体制を取りながら対応ができた。</p> <p>〇女性支援の実態について理解することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機会を捉え、関係会議や研修等に参加する。 ・引き続き、要対協参画機関と連携し、被害者に応じた適切な対応を行う。 ・協議会及び連絡会に参加する。 	人権同和教育啓発センター 子ども・子育て支援課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
関係機関との連携体制の推進	【実施項目】 ・県主催の関係機関連絡会との連携	・浜田圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会に出席した。 開催日：令和6年10月8日	〇各関係課機関の取組状況を知ることができた。 ☆連絡会の機関や団体と情報共有し、連携体制を整えておく必要がある。		子ども・子育て支援課

計画にかかわる数値目標の進捗（計画期間中把握できた最終値と目標値を比較）

	項目	策定時の数値 (R3年度)	前年度（R5年度）		現年度（R6年度）		目標値 (R9年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本目標I	DV防止法の認知度（重点目標ごとに）	(R2) 70.1%	(R2) 70.1%	(※1)	(R2) 70.1%	(※1)	80%	子ども・子育て支援課

（※1）市民意識調査の数値を掲載している。次回調査が令和8年度のため、令和2年度の数値。

【浜田市の評価】

- ・広報誌や市ホームページへの掲載や街頭啓発運動を通じて、DV等が人権侵害であることを市民に広く周知啓発を行うことができた。引き続き、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を重大な人権侵害と捉え、暴力の根絶を図るために啓発活動に取り組む必要がある。
- ・若年層にデートDVの正しい知識の習得と相談窓口を周知するために、対象を中学生に絞り啓発活動を実施した。DVは未然防止、早期発見により被害が小さいうちに対策をとることが大切であることから、デートDV予防教育活動にも取り組んでいく必要がある。
- ・「DV対策庁内連絡会議」を実施して、当市の女性相談件数や過去の事案を情報共有し連携を図ることができた。引き続き、庁内の組織が必要な情報を漏れなく共有し、DV被害者の安全を守りながら迅速かつ機動的に協議や判断が行えるよう連携体制の構築が必要である。

重点目標2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

＜施策の方向性と具体的な取組＞

ライフステージの健康課題に応じ、男女の性差を正しく理解し、性別に関わるニーズを踏まえた生涯にわたる健康保持促進への取組を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
学童思春期・若年成人期における健康支援と性差の特徴による健康教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じた性に関する指導を通じて、性と妊娠・出産に関する正しい理解の普及啓発に努め、健康に関する理解や、自分と他者の体を大切にする基盤づくりに取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に応じた性に関する指導の実施 ・エイズ等の性感染症への正しい知識の普及 ・薬物や喫煙等の健康被害の周知等 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍と女性の健康課題、女性ホルモンの変化による仕事への影響について、島根県等が主催のセミナーに後援という形で関わり、健康医療対策課と共に正しい理解の普及を進めるまでの知識と情報収集を行った。 	<p>〇参加者の実情に触れ、女性特有の体の変化に対する理解普及の必要性など、課題への気づきがあった。また、健康医療対策課と参加することにより、共通認識を図ることができ、今後の各事業等での連携を図る体制作りに繋がった。</p> <p>☆正しい認識、理解を進めるための、連携事業の実施について、担当課と検討していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当課間での情報の共有を進め、連携事業実施に向けて検討を進める。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
学童思春期・若年成人期における健康支援と性差の特徴による健康教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた性に関する指導を通じて、性と妊娠・出産に関する正しい理解の普及啓発に努め、健康に関する理解や、自分と他者の体を大切にする基盤づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> エイズに関するポスターを庁舎内に掲示した。また、世界エイズデーに関する情報を広報や市ホームページに掲載した。 広報はまだ11月号掲載 5月31日～6月6日禁煙週間に中央図書館での啓発展示及び関連図書の展示を実施した。 禁煙についてのポスター・チラシ、喫煙による害(肺モデル)等 広報でたばこの害についての啓発を行った。 	<p>○関係資料の設置など、情報提供ができた。</p> <p>○喫煙についての健康被害について周知することができた。</p> <p>☆未成年・妊娠婦の喫煙に対し、その身体被害への理解と、喫煙防止に向けた取り組みが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、エイズ等の性感染症に関する知識の普及啓発を行う。 喫煙等の健康被害について周知する。 	健康医療対策課
妊娠・出産に対する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠・出産に関する正しい知識の普及を進めます。 母子保健相談を実施し、出産や育児への不安解消に努めます。 不妊等に悩む方への相談や費用の助成等の支援に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> これから家庭に赤ちゃんを迎える夫婦を対象に、妊娠・出産・育児の各場面において大切にしたい心構えや技術を、助産師等の専門家のもとで学ぶ「両親セミナー」を、島根県主催・浜田市(子育て世代包括支援センター・人権教育啓発センター)共催で開催した。 	<p>○取組の準備段階から子育て世代包括支援センターや島根県との連携に努め、目的への共通認識を図ることができた。また、不安や問題を抱える夫婦、積極的に技術を取得しようとする夫婦に、実技体験やアドバイス等を専門家から受けていただき、知識・技術の習得や不安解消に努めることができた。</p> <p>☆知識・技術習得や不安解消を目的としたセミナーを多くの方が受講できる体制づくりが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> セミナー等の開催を途切れなく実行できるよう、引き続き、島根県、子育て担当課と連携していく。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
妊娠・出産に対する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産に関する正しい知識の普及を進めます。 ・母子保健相談を実施し、出産や育児への不安解消に努めます。 ・不妊等に悩む方への相談や費用の助成等の支援に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付時の保健指導や相談の充実 ・妊婦とその家族への教室や学習の場の実施 ・在住外国人への情報提供や個別支援 ・不妊等に対する安心お産事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届書の記載をもとにし、既往歴や現在の体調面、生活習慣や環境、家族状況、育児支援状況、経済状況、就労状況、里帰りの有無等について把握し、必要時に助言した。 また、情報提供として、妊娠経過について、ママパパ学級の案内、妊娠中及び産後のサービス、栄養や生活習慣、父親へのアドバイス等を伝えた。 <p>妊娠届出数：194件 (母子手帳発行数：201件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して出産や子育てを行うことができるよう、ママパパ学級や妊娠8か月時アンケートの実施、妊娠中の電話による声かけや面談、訪問、子育て応援アプリからの情報発信等を実施し、切れ目のない支援を行った。 <p>ママパパ学級参加数：延べ116人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人の妊婦に対しては、国際交流員と連携し、安心して妊娠・出産にのぞめるよう個別支援を実施した。 ・不妊治療、不育治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療費助成を実施した。 	<p>○妊娠期から子育て期にわたり、各事業を通し、個々の状況に応じた切れ目のない伴走型相談支援の実施により、出産や育児に対する不安解消に努めることができた。</p> <p>○在住外国人妊婦が増えており、妊娠期から子育て期にわたり、通訳支援サービスも活用や通訳と連携しながら個別支援を行った。</p> <p>☆妊娠期から支援を行っているが、夫婦で外国人の方も多く、支援者が近くにいないため、出産後も予防接種や健診時など通訳と連携しながらの継続した支援が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各事業を通して、どのような状況においても安心して出産・育児ができるよう切れ目のない支援を行う。 	子ども・子育て支援課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
妊娠・出産に対する健康支援		助成申請件数（延数） 一般不妊治療費：25件 生殖補助医療費：44件			子ども・子育て支援課
中高年ににおける健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたり健康を保持するため、積極的な健康づくりや更年期等の性差を踏まえた男女双方の正しい認識を深める取組を進めます。 ・各種検診への受診啓発や性特有の疾患を始めとする疾病的早期発見・重症化防止に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、健康教室、健康指導の実施 ・各種検診、生活習慣改善の訪問等 ・職場における男女の健康に関する研修や啓発活動 	<p>・女性の活躍と女性の健康課題、女性ホルモンの変化による仕事への影響等について、島根県等が主催のセミナーに後援という形で関わり、健康医療対策課と共に正しい理解の普及を進める上での知識と情報収集を行った。</p> <p style="text-align: right;">(再掲)</p> <p>・出前講座や健康相談等で、生活習慣病と健康的な生活習慣それぞれの知識の普及のため、情報提供を行った。</p> <p>・はまだ健活事業所応援プロジェクト参加事業所に対して、健康情報の提供を行った。</p> <p>・職場の健康づくりセミナーを実施した。</p> <p>・3月1日から3月8日までの女性の健康週間に同週間に開催された啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布を</p>	<p>○参加者の実情に触れ、女性特有の体の変化に対する理解普及の必要性など、課題への気づきがあった。また、健康医療対策課と参加することにより、共通認識を図ることができ、今後の各事業等での連携を図る体制作りに繋がった。</p> <p style="text-align: right;">(再掲)</p> <p>☆正しい認識、理解を進めるための、連携事業の実施について、担当課と検討していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(再掲)</p> <p>○出前講座や健康相談等の実施により、健康的な生活習慣の知識の普及に努めた。</p> <p>○各種健（検）診の受診勧奨や健康教育等を通じて、健康に過ごせるように支援することができた。</p> <p>○ポスター展示により広く普及啓発に努めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当課間での情報の共有を進め、連携事業実施に向けて検討を進める。(再掲) 	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>健康医療対策課</p>

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
中高年に おける健 康支援		中央図書館で実施した。 ・出前講座のメニューに「女性の健康づくり」を加え、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすための健康づくりについて情報提供を行った。	☆各種健（検）診受診率の向上。		健康医療 対策課

計画にかかわる数値目標の進捗（計画期間中把握できた最終値と目標値を比較）

	項目	策定時の数値 (R3 年度)	前年度 (R5 年度)		現年度 (R6 年度)		目標値 (R9 年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本 目標 I	学校におけるSOSの出し方等心の健康づくり に関する講座の実施	1 校	7 校	A	6 校	A	増加	健康医療 対策課

【浜田市の評価】

- ・各課において、あらゆる世代に応じた情報提供や、講座、検診の実施、相談体制をとることにより、生涯にわたる健康維持促進への支援をすることができた。人権同和教育啓発センターにおいても、担当課と知識習得や情報収集を行い、事業実施において実態把握に努めることができた。今後も担当課と人権同和教育啓発センターとが連携を図り、男女それぞれの身体的な性差に関する理解を促す「性差」を意識した取組になるよう、心身に関する正しい知識や情報の提供と、切れ目ない支援に引き続き努める必要がある。

重点目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進

＜施策の方向性と具体的な取組＞

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人、性自認や性的指向、同和問題など、複合的な困難を抱えやすい人へのきめ細かな支援と、偏見や差別解消に向けての取組など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
貧困等生活上の困難を抱えている人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困等生活上の困難に陥ることなく、安心して生活できるよう、自立に向けた支援や子どもの支援を行います。 ・様々な事情により、生理用品等を購入できない人への支援を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉制度の情報提供 ・ひとり親家庭に対する子育てや、子どもへの学習支援、就労支援や相談体制の充実 ・生理に関する貧困を抱えている人等への相談体制の周知と整備 ・実態把握とそれに応じた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生理用品の提供など、内閣府の調査に併せて関係機関に状況を確認した。 ・生活に困窮する方からのご相談を受け、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら、自立に向けた支援を行った。 	<p>〇内閣府調査への回答時に、実態把握をする程度であり、十分な取組はできていない。</p> <p>☆学校関係、地域福祉関係担当課、社会福祉協議会と連携し、実態把握を始め支援について関係機関と検討する必要がある。</p> <p>〇相談者の困り事に対し、適切な支援を行うよう努めた。</p> <p>☆困難な相談事例にも適切に対応するために必要な支援技術の向上が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとの確認や把握について、体制づくりを関係機関と検討していく。 ・生活に困窮する方からのご相談に応じて自立に向けた支援を行う。 	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>地域福祉課</p>

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
貧困等生活上の困難を抱えている人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困等生活上の困難に陥ることなく、安心して生活できるよう、自立に向けた支援や子どもの支援を行います。 ・様々な事情により、生理用品等を購入できない人への支援を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉制度の情報提供 ・ひとり親家庭に対する子育てや、子どもへの学習支援、就労支援や相談体制の充実 ・生理に関する貧困を抱えている人等への相談体制の周知と整備 ・実態把握とそれぞれに応じた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚相談時に、ひとり親家庭となった場合の支援制度、減免制度について、チラシやパンフレットを交えながら説明した。 ・児童扶養手当の年1回の現況届時に、困っていることや相談したいことを丁寧に聞き取り、相談内容に応じて、各専門機関へ繋いだ。 ・転職や就労の希望、その他仕事に関するとの相談があれば、ハローワークと連携し、支援した。また、現況届の際に「出張ハローワーク」を開催した。 開催日：令和6年8月21日 場所：浜田市役所 利用者数：1名 ・広報7月号に、就労支援についての記事を掲載した。 ・島根県青少年家庭課主催のひとり親業務担当研修会等に参加し、県内各自治体と意見交換を行った。 	<p>〇プライバシーに最大限配慮し、相談対応を行った。また相談内容を母子父子自立支援員同士で共有し、次回相談来庁時に担当者不在でも対応できるよう心掛けた。</p> <p>〇養育費を受け取っているひとり親家庭が少ない（児童扶養手当受給者のうち、3割程度）ため、養育費の法律相談を重点的に案内することができた。</p> <p>〇求職・転職、その他仕事に関する相談について、ハローワーク職員に個別に相談できる機会を提供することができた。</p> <p>☆児童扶養手当制度が複雑であり、説明に苦慮した（年金との併給、所得額の算定、支給額の計算方法など）ため、分かりやすい説明の仕方を取得することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口では、引き続き、現状どおり、丁寧に相談に応じる。 ・養育費確保に向けて、養育費の無料法律相談を行っていることを重点的に案内する。 ・児童扶養手当制度について、分かりやすい説明ができるよう制度理解に努める。 	子ども・子育て支援課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
貧困等生活上の困難を抱えている人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困等生活上の困難に陥ることなく、安心して生活できるよう、自立に向けた支援や子どもの支援を行います。 ・様々な事情により、生理用品等を購入できない人への支援を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉制度の情報提供 ・ひとり親家庭に対する子育てや、子どもへの学習支援、就労支援や相談体制の充実 ・生理に関する貧困を抱えている人等への相談体制の周知と整備 ・実態把握とそれぞれに応じた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助制度について、ホームページや学校を通してチラシを配布した。 また、新入学用品費の入学前支給を行った。 ・養護教諭を中心としながら、様々な理由で生理用品等を持っていない児童生徒に対して、用品等の配布や、相談を行った。相談体制は全ての学校（23校）において整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 〇ホームページ掲載や学校からチラシを配布することで、丁寧で分かりやすく周知することができた。、 〇入学前支給により、保護者の負担軽減を図ることができた。 〇貧困等の悩みに対して制度等の情報提供や、情報共有に努め、学校と連携して支援体制をとることができた。 <p>☆貧困の要因（家庭環境等）に応じた、適切な支援方法の提供。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き学校や関係機関と連携し、分かりやすい制度周知や、相談体制の充実に努める。 	学校教育課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境の整備	<p>・それぞれが住みたいと思う場所で、自分らしく安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。</p> <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援を適切につなぐ関係機関との連携 ・多様性を尊重する講演会の開催 ・介護予防事業の充実 ・一人暮らし世帯等に配慮した支援や見守り ・障がい者の特性に応じた就労支援や福祉サービス等の相談体制の充実 ・外国人に配慮した広報や配布物の多言語化 ・外国人の相談体制の整備 	<p>・「お互いの人権を尊重し多様性を認め合うこと」を理念とする浜田市人権を尊重するまちづくり条例を分かりやすく伝えるハンドブックを作成し、教育関係者への啓発を行った。</p> <p>・基本チェックリストの結果を基に把握訪問を行い、必要なサービスに繋げた。</p> <p>・要会議認定の原因リスクの軽減と機能低下の予防を目的に、いきいき百歳体操、介護予防出前講座を実施した。</p> <p>・フレイル予防の普及と低栄養予防を目的に、高齢者の保健事業と介護予防の一時的実施事業に取り組んだ。</p>	<p>〇教育関係者に向けて一定程度啓発を行うことができた。</p> <p>☆高齢者・障がい者・外国人と関わる人々への同条例の理念の普及が必要である。</p> <p>〇関係機関との連携により、高齢者を支える体制づくりが充実している。</p> <p>〇地域等での介護予防の取組や支援により、運動機能・認知機能の維持向上に繋がった。</p> <p>☆高齢者の保健事業と介護予防の一體的実施事業の取り組みとして、口腔機能低下が疑われるものに対し個別に支援を行う。</p> <p>☆地域の高齢化、一人暮らし世帯の増加などにより、地域での支えあいの力が弱まっているため、支えあいの維持やその方法を検討していくことが課題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者・外国人と関わりのある市担当課へ同条例の周知を行う。 ・市広報において、機会をとらえて同条例の理念を掲載し、市民が多様性を尊重することを意識するきっかけに繋げる。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・それが住みたいと思う場所で、自分らしく安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援を適切につなぐ関係機関との連携 ・多様性を尊重する講演会の開催 ・介護予防事業の充実 ・一人暮らし世帯等に配慮した支援や見守り ・障がい者の特性に応じた就労支援や福祉サービス等の相談体制の充実 ・外国人に配慮した広報や配布物の多言語化 ・外国人の相談体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市障がい者差別解消推進委員会開催により、障がいがある人もない人も共に生きることができるための取組について検討した。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉フェスティバル開催にあわせて講演会事業を実施した。 実施日：令和6年10月6日 場 所：総合福祉センター 内 容：ハイブリッドウインドオーケストラによるコンサート <ul style="list-style-type: none"> ・障がい及び障がいがある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすための規範となる取組に対する市長表彰事業を実施した。(表彰実績：1件) <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用に理解があり、障害者の目線に立った雇用環境整備等を行う事業所に対する障がい者雇用優良事業所顕彰事業を実施した。(表彰実績：1件) <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発活動を実施した。 実施日：令和6年12月5日 場 所：ゆめタウン浜田店 内 容：呼びかけ・チラシ配布 	<p>〇「浜田市障がいがある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」等に基づき、年齢、男女を問わず全ての市民がかけがえない個人として尊重されるものとして、相互理解と合理的配慮を行うための取組が実施できた。</p> <p>〇障がい及び障がいがある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすための規範となる取組に対する市長表彰事業を令和6年度から開始し、模範的な取組を評価する機会を創設することができた。</p> <p>☆浜田市障がい者差別解消委員会を開催し、「浜田市障がいがある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」等に基づく継続的な取組の推進が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市障がい者差別解消推進委員会での取組の検討及び啓発活動を継続する。 	地域福祉課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれが住みたいと思う場所で、自分らしく安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 	<p>・パネル展示等による啓発を実施した。 実施日：令和6年11月末～12月末 場 所：浜田市市民ロビー、ゆめタウン浜田店、総合福祉センター</p> <p>・外国人に配慮した広報や配布物の多言語化について、翻訳の依頼があれば国際交流員（英語圏・中国・ベトナム）が対応した。 対応できない言語については、県や他市町村と協力、連携して行った。</p> <p>・外国人への相談体制について、専用の窓口は設けていないが、国際交流員が対応した。</p> <p>・島根県が行っている外国人地域サポート制度を活用し、市内のサポートーと協力しながら相談に対応した。</p> <p>・国際交流員の繋がりを通じて取組の周知を行った。 ・外国人住民向けの防災訓練を、防災安全課、消防本部と連携して行った。</p>	<p>〇パンフレットなどの翻訳の依頼や、外国人からの相談ごとがあれば、その都度対応できている。 外国人地域サポートーの定例会議に出席し、課題や対応策の共有を図ることができている。 ☆取組を行っていることについて、周知されているかが課題である。</p> <p>〇各事業について関係各所と協力、連携し、支援することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取組については、継続していく。 国際交流員を配置していることや、翻訳・通訳の依頼や相談に対応していることについてC A T Vなどを周知を図る。特に市職員やまちづくりセンターには改めて周知する。 ・外国人が雇用されている事業所の情報収集を行い、該当事業所に取組を行っていることを周知する。 	地域福祉課 定住関係 人口推進課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
人権尊重の観点からの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・性自認や性的指向など多様な性への正しい認識と理解を深める啓発に取り組みます。 ・同和問題を理由とした婚姻時等の偏見の解消や、正しい認識を深める啓発に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域における学習会・研修会の開催 ・教職員への研修の促進 ・正しい認識を促す広報や研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市人権・同和教育協議会において、幼稚園・小中高等学校の人権・同和教育主任向けに、人権同和教育啓発センター指導主事を講師とした研修を開催した。 テーマ：同和問題の出会い直し・学び直し③～部落差別の歴史について 戦後から現代へ～ ・ふれあいフォーラム（浜田市人権・同和教育研究集会）において、教職員や市民を主な対象に性的マイノリティの人権に関する講演会を行った。 参加人数：319人 (教職員 283人、一般参加 36人) ・住民票などを第三者などに交付した場合に登録者にお知らせをする「本人通知制度」について、人権講演会参加者に資料配布の上、登録を呼びかけた。 	<p>〇同和問題の歴史の中で生まれ、今なお残る偏見や差別について正しい知識を習得したことで、理解を深めることにつながった。</p> <p>〇性自認を始めて自覚するのが小学生の時期という調査結果があるため、この時期に児童・生徒と接する小中学校の教職員向けに研修を行ったことで、児童生徒により適切な関わりをもつことに繋がった。</p> <p>☆本テーマによる実施件数が少ない点が課題。</p> <p>〇呼びかけ等により、少しずつではあるが身元調査が結婚差別などにつながる恐れがあることの注意喚起につながった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に講座の依頼がある団体へ講座を紹介し、開催の検討を依頼する。 ・市の巡回講座や島根県の出前講座を引き続き紹介し、開催回数の増加に努める。 	人権同和教育啓発センター
ハラスメントの防止に向けた活動の推進	・各職場において、ハラスメントに対する正しい理解や、ハラスメント防止のための啓発、早期救済や回復に向けた相談体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市議会・商工会議所・事業所・学校での巡回講座において、当センターの指導主事を講師として派遣した。 開催件数：4件 受講者数：延べ79人 	<p>〇講座の実施により、一定の啓発を図ることができた。また、講座の中で、ハラスメントの要件や具体例を提示したことで具体的な理解につながった。</p> <p>☆繰り返し開催することで知識と認識を浸透させることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に講座の依頼がある団体のほか、事業所等での開催に向けて巡回講座を周知する。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
ハラスメントの防止に向けた活動の推進	【実施項目】 <ul style="list-style-type: none">・ハラスメントの理解と防止に関する研修の実施・あらゆるハラスメントに対応する相談窓口の周知と関係部署との連携	・「ハラスメントの防止徹底について」通知を行い、ハラスメントの防止や相談窓口の周知を図った。	〇通知に合わせ「ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項」を示し、ハラスメント防止の理解につながった。	・引き続き、定期的にハラスメント防止の周知に努める。	関係課 人事課
ハラスメントの防止に向けた活動の推進	【実施項目】 <ul style="list-style-type: none">・ハラスメントの理解と防止に関する研修の実施・あらゆるハラスメントに対応する相談窓口の周知と関係部署との連携	・「不当要求防止責任者研修」を開催し、暴力団等による行政対象暴力及び一般市民によるカスタマーハラスメントの適切な対応について周知を図った。	〇カスタマーズハラスメントへの適切な対応について、事例を踏まえて学ぶ機会となった。 ☆行政暴力等に関する内容は充実しているものの、近年の課題であるカスタマーズハラスメント対応の部分が十分ではない。	・カスタマーズハラスメント対応の内容の充実に努める。	防災安全課

【浜田市の評価】

- ・困難な状況に置かれた人の困り事に対し、適切な支援が行えるよう各制度の分かりやすい説明に努めた。引き続き、相談事への対応力を高め、情報提供や個別相談に応じる体制の整備や、関係機関との連携を図り、様々な状況に応じた支援を行う必要がある。
- ・様々な困難を抱える人への誤った認識や偏見の解消に関する研修や講座への参加を呼びかけ、広く啓発を行うことができた。ただし、研修等の受講と理解は容易に結びつくものではないため、継続的に根気強く取り組み、理解促進につなげていく必要がある。
- ・尊厳に関わる各種講座や研修会に講師派遣をし、企業や福祉施設等において分かりやすい内容を心掛けた啓発を行うことができた。研修受講が広がり、理解促進に向け関係機関と連携を図り、講師派遣の情報提供や周知を図る必要がある。

重点目標4 防災分野における男女共同参画の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

平常時の備えや避難生活等様々な場面において、男女がともに支え合い、協同で対応できる男女共同参画の視点での防災の理解促進と、男女共同参画の視点を取り入れた防災力を高める取組を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
防災に関する政策・方針決定への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> 市の防災会議について、女性委員の割合を増大する取組を進めます。 女性職員の配置や、男女共同参画担当職員の視点が反映できる会議に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災担当課・消防担当課・男女共同参画担当課の連携と協同の推進 防災会議への男女共同参画担当職員や保健師等専門職を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 防災会議には、関係団体、当センターから1名ずつ委員に就任した。 	<p>〇女性委員就任の割合増大に寄与できた。</p> <p>☆書面での報告等であり、会議の中で意見を言う機会を持てずにいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担当部局の意見交換会の実施を検討していく 	人権同和教育啓発センター
		<ul style="list-style-type: none"> 防災会議には、男女共同参画関係団体及び担当部局の人権同和教育啓発センターから、それぞれ委員に就任している。 <p>関係団体：1名 (浜田女性ネットワーク)</p> <p>担当部局：1名 (人権同和教育啓発センター)</p>	<p>〇それぞれから就任し、女性の視点で意見が言える体制づくりをしている。</p> <p>☆意見を伝え合う場（機会）は、あるが、意見が出ないことが課題であり、今後どのように課題解決していくか検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担当部局の意見交換会の実施 女性を登用している関係機関の情報収集をし、声かけを行う。 	防災安全課
		<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は総務課、消防署に女性職員を配置している。 	<p>〇警防課の配置については実現していない。</p> <p>☆女性消防職員の人数が少なく、各課への配置は困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 配置については検討していく。 	消防本部警防課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
男女共同参画の視点による防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を取り入れた防災計画や避難所運営マニュアルを作成します。 ・市の避難所運営において女性が参画でき、男女それぞれに必要な配慮が行われるように取り組みます。 ・男女共同参画の視点を取り入れた、防災講座を実施し、その重要性について周知を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画やマニュアルの見直しと役割の明確化 ・男女共同参画の視点を入れた避難所運営の取組と職員への認識促進 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災安全課、当センター（男女共同参画部局）の双方から国や県の情報共有を行った。 ・島根県女性相談センター、しまね女性センター主催の県民公開講座に関係団体、防災安全課の職員等と共に受講した。 <ul style="list-style-type: none"> * テーマ 「災害と女性」 関係団体:5名受講 防災担当:2名受講 男女共同参画担当:2名受講 ・関係団体の総会時における研修において、男女共同参画の視点による防災研修を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> * テーマ 「なぜ、防災に男女共同参画や多様性の視点が必要なのか」 * 講師 しまね女性センター * 参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・浜田女性ネットワーク会員 市議会議員、まちづくり推進委員、防災士、防災担当課職員 ・約40人 	<ul style="list-style-type: none"> ○国や県等の関係部局からの情報提供は、速やかに共有を図っている。文書の回覧だけではなく、日ごろから疎通を図り、関係性を築いている。 ○防災安全課と共に受講することで、男女共同参画の視点での防災の重要性について理解を深め、共通認識をすることができた。 ☆両部局の意見交換会や合同会議等により、問題点や課題を探る必要がある。 ○男女共同参画の視点による防災の重要性について、まちづくりに関わる地域関係者、防災士、市議会議員等、様々な立場の関係者の参加があり、共通認識を図ることができた。 ☆単発で終わらせる事なく、定期的な研修の開催、内容等を検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災研修の定期的な開催 ・防災担当課との防災研修の共同開催 	人権同和教育啓発センター

男女共同参画の視点による防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を取り入れた防災計画や避難所運営マニュアルを作成します。 ・市の避難所運営において女性が参画でき、男女それぞれに必要な配慮が行われるように取り組みます。 ・男女共同参画の視点を取り入れた、防災講座を実施し、その重要性について周知を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画やマニュアルの見直しと役割の明確化 ・男女共同参画の視点を入れた避難所運営の取組と職員への認識促進 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織と関係団体（浜田女性ネットワーク、浜田市男女共同参画研究会）と共に、研修会を実施した。 <p>* テーマ 「男女共同参画の視点による防災」</p> <p>* 主催 ・まちづくり推進委員会 I N O</p> <p>* 共催 ・井野まちづくりセンター 浜田女性ネットワーク</p> <p>* 対象 ・地域の自主防災関係者、地域住民等</p> <p>* 参加者数 ・約 50 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体の研修が、この研修に参加された地域防災・まちづくり関係者の地元において「男女共同参画視点の防災研修」の実施に繋がった。この研修が、地域の方に男女共同参画の視点について考え、多くの気づきを得る機会となった。 <p>男女共同参画視点の防災の重要性の周知促進を図ることができた。</p> <p>☆男女共同参画の視点による防災研修を各地域に広めていく働きかけが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、男女共同参画の視点を入れた講座の回数を増やすよう、内容を検討する。 	防災安全課
			<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画担当部局の研修と共に受講し、その視点の知識習得に努め、避難生活に関する講座では、特に男女共同参画の視点を取り入れて行った。 <p>☆今後は、男女共同参画の視点を含めた講座を増やすよう内容を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所となるまちづくりセンターに備蓄品である生理用品を先行的に配備し、女性への配慮に応じた避難所運営が行われるよう取り組む。 	防災安全課、まちづくり社会教育課

計画にかかる数値目標の進捗（計画期間中把握できた最終値と目標値を比較）

	項目	策定時の数値 (R3 年度)	前年度 (R5 年度)		現年度 (R6 年度)		目標値 (R9 年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本目標 I	防災会議への女性の参画率	20% 男:28 女:7	25.6% 男:29 女:10	C	23.0% 男:30 女:9	C	30% 男:24 女:11	防災安全課

【浜田市の評価】

- ・平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が情報を共有し、共に研修を受講し相互の学びの機会を持つことにより、共通認識を図り、連携体制の構築に繋げることができた。引き続き両部局の連携を深め、地域や関係団体へ防災における男女共同参画の視点の重要性を周知する必要がある。
- ・防災出前講座は積極的に行われており、今後も引き続き、男女共同参画の視点が部分的にでも盛り込まれた内容となるよう、研修を行う必要がある。また、避難所運営等における男女共同参画視点の重要性について理解促進を図り、地域の防災力の向上を目指す上でも、まちづくりセンター単位での取組を進める必要がある。

基本目標Ⅱ 「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」

重点目標1 政策や方針決定における男女共同参画の推進

＜施策の方向性と具体的な取組＞

あらゆる分野の方針決定への女性の参画拡大により、男女双方の意見が十分に反映されるよう、市が率先して女性の参画に取り組みます。

委員の選出（推薦）において、女性委員の推薦や公募委員等で女性の応募を促すなど、関係各課と協力し、市政において女性の積極的な参画を進めています。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
各種審議会等における施策・方針決定への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に多様な考え方や意見を反映するため、市の審議会における女性委員の登用率について、目標を設定し、参画拡大を進めます。 ・市の審議会において、女性委員がいない審議会を解消する取組を積極的に進めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会への女性の参画率40%を目指す ・府内における審議会への委員就任を促す条例・要綱の改正 ・市民公募枠の拡大を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連絡会議において、女性の委員就任の拡大について依頼をした。 ・男女共同参画関係団体である浜田女性ネットワークから、各種審議会へ就任した。 審議会委員就任者数：延べ17名 ・当消防本部の消防力の適正配置に関して、検討及び意見交換を行うため、浜田市消防本部体制整備検討委員会を3回開催した。 委員14人のうち女性委員3人が就任し、会議に参加した。 	<p>○委員就任において、男女バランス良く構成されるよう機会を捉え伝えることができた。</p> <p>☆女性委員の登用を意識できるよう、府内の関係会議等でその重要性について理解を図っていく必要がある。</p> <p>○委員会において、女性の視点と立場による意見を集約することができ、多様な意見を検討委員会の報告に盛り込むことができた。</p> <p>☆推薦依頼先の組織では、男性を推薦する傾向がある。積極的に女性を推薦してもらえるような働きかけや調整を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連絡会議等において、女性委員の登用への理解と協力を促す。 	人権同和教育啓発センター

計画にかかる数値目標の進捗（計画期間中把握できた最終値と目標値を比較）

	項目	策定時の数値 (R3 年度)	前年度 (R5 年度)		現年度 (R6 年度)		目標値 (R9 年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本 目標 Ⅱ	審議会等への女性の参画率	25. 2%	27. 3%	B	26. 8	C	40%	人権同和 教育啓発 センター
	女性のいる審議会等の比率	80. 7%	80. 6%	C	78. 4	C	100%	人権同和 教育啓発 センター

【浜田市の評価】

- ・審議会の委員就任に関し、女性がいる審議会の比率は減少傾向にある。あらゆる分野において、男女双方の意見が反映できる体制づくりに努める必要がある。令和 9 年度に掲げる女性参画率の目標値 40%の達成及び女性委員がいない審議会を解消するため、引き続き府内および各分野における推薦団体等で、男女共同参画の利点や重要性への理解促進を図り、参画率の低い委員会については、女性委員の就任を促す取組が各課において必要である。併せて、女性の参画を進めるため、就任を促す要綱の改正など府内全体における取組が急務である。

重点目標2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進

<施策の方向性と具体的な取組>

働くことを希望する人が、自らが望む時期に、多様な分野において、能力や意欲、視点や発想が取り入れられ、性別にとらわれず個性を発揮できる環境づくりに取り組みます。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことを希望する人のニーズに即した情報を提供し、知識習得と職業訓練の機会を確保するとともに、働く場を広く提供できるよう、関係機関との連携を強化します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業・起業セミナーやキャリアアップセミナーの開催 ・看護等における離職者への復職支援の実施や相談窓口の充実 ・保育士などの離職者への復職に向けた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県女性活躍推進課からの企業セミナー等の案内を、商工労働課や市民ロビーに設置し、各まちづくりセンター、各支所にも配布し、情報提供をした。 <ul style="list-style-type: none"> *女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金 *出産後職場復帰奨励金 *子育てしやすい職場づくり奨励金 *しまねいきいき雇用賞 *スキルアップセミナーレベルアップ編 *しまね働く女性きらめき応援塾 育休復帰編 等 ・しまね女性センター主催のスキルアップセミナーを後援した。 <ul style="list-style-type: none"> *テーマ 「企業ゴト化」して考えよう! 女性の健康課題とキャリア」 *ねらい 働く女性新たな領域への挑戦やキャリアアップも見据えて、心身共に健やかに働き続けるために、健康課題への理 	<ul style="list-style-type: none"> ○チラシの配布や設置を行い、一定程度の情報提供はできた。 ☆市の関連施設のみではなく、広く積極的に情報が周知できるよう、引き続き提供の方法を検討していく。 ○女性の活躍と健康課題、仕事への影響、職場の理解と適切な環境づくりについて、正しい知識とその対応方法等の情報提供を行うことができた。また、参加者がグループワークの中で意見交換をし、講師からの助言を受けることにより、今後の自分自身の行動変容や、職場において問題提起や解決策の提案に繋がる意識啓発をすることが 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供方法の検討 ・各分野の就業や企業に関する情報収集 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことを希望する人のニーズに即した情報を提供し、知識習得と職業訓練の機会を確保するとともに、働く場を広く提供できるよう、関係機関との連携を強化します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業・起業セミナー やキャリアアップセミナーの開催 ・看護等における離職者への復職支援の実施や相談窓口の充実 ・保育士などの離職者への復職に向けた情報提供 	<p>解促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プチ創業セミナーを開催した。 セミナー名 「あなたらしい“夢への一步”」 受講者数 13人（男性6人、女性7人） ・島根県ナースセンターが行っている就業相談会（移動ナースバンク）について、広報にて周知を行った。 広報はまだ4月、6月、8月、10月、12月、2月号掲載 ・浜田医療センターが行っている復職支援に向けた講座「リターン・ナースプログラム」（スキルアップラボ）について、周知を行った。 ・島根県社会福祉協議会主催の保育士就職・お仕事応援セミナーの案内をした。 広報はまだ8月号掲載 ・保育士に関するセミナー等に浜田市幼児教育センター職員を講師として派遣した。 派遣実績：3回 	<p>できた。</p> <p>☆女性特有の健康問題への対応は、職場の支援を必要としながらも言いづらさがあるため、職場全体で共通認識が図られるような情報提供の機会が必要である。</p> <p>〇希望する分野で活躍し、希望する働き方を実現するための情報提供ができた。</p> <p>〇男女が参加できるよう変更した。 ☆仕事をしている人が参加しやすい開催時期等の検討が必要である。</p> <p>〇就業相談会については、定期的に周知を行うことで、広く情報提供に努めた。</p> <p>〇「リターン・ナースプログラム」（スキルアップラボ）の再開に向け、プログラムの見直しを行った。</p> <p>〇保育士及び保育士就業希望者に対して、必要な知識や技術を学ぶ機会に関する情報提供をすることができた。</p> <p>〇幼児教育センターの専門性を活かし、復職やキャリアアップにつながる取組を実施することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性に限定する形ではなく、男女が参加しやすいセミナーを実施する。 	商工労働課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
適性に応じた女性職員の配置及び係長級以上の役職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にとらわれない能力や実績、意欲に基づいた人員配置や登用を進めます。 【実施項目】 ・自己評価や自己申告の把握と人事ヒアリングの反映 ・特定事業主行動計画による男女共同参画への取組の公表 ・スキルアップ講座等の開催や機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍推進法に基づく特定事業主行動計画的回答を人事課へ依頼し、内容の共有をした。 【実績】 <p>令和5年度 (25.1%) ⇒令和6年度 (26.5%) 1.4 ポイントの上昇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の調査については、人事課へ依頼し、その内容を確認する程度に留まった。 ☆それぞれの回答から課題を見つけ、人事課と共に課題解決の手立てを探る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画の進捗調査に対する課題を見出し、解決に向けて人事課と検討していく。 	人権同和教育啓発センター

計画にかかる数値目標の進捗（計画期間中把握できた最終値と目標値を比較）

	項目	策定時の数値 (R3 年度)	前年度 (R5 年度)		現年度 (R6 年度)		目標値 (R9 年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本目標 II	市の係長級以上の役職への女性の登用比率	(R2) 21.5%	(R5) 25.1%	A	(R6) 26.5%	A	(R7) 24%	人事課

女性活躍推進法に基づく浜田市特定事業主行動計画による（令和5年度）一般行政職員のみの数値

【浜田市の評価】

- ・各分野において女性が活躍できる場の情報提供や、セミナー、就業相談会への案内は広く行われている。これらがセミナー等への参加や就業に繋がる取組となるよう、引き続き、各種セミナーや就業相談会の周知と認知の充実を図る必要がある。
- ・本市における係長級以上の女性割合は目標値を達成しており、前年度と比較しても微増している。引き続き、将来自分がどう活躍できるかを考える機会を提供し、キャリアアップの意欲、意識の向上を図り、ロールモデルに繋がる人材の育成に取り組む必要がある。

重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

＜施策の方向性と具体的な取組＞

誰もが互いを尊重し、性別にとらわれず職業生活や家庭生活等の調和がとれ充実した生活を送ることができるよう、環境の整備を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスの理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解を深めるため、地域や職場等への意識啓発に努め、情報提供を積極的に行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催 ・広報や啓発物の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が当事者意識を持って家事・育児等へ関わることを目的に、島根県主催の「両親（父親）セミナー」を子育て世代包括支援センターと共に実施した。 ・夫婦の役割分担や、父親の子育てや家事について県が作成した「家事の舵取りまるかじりガイドブック」「パパびより」を、結婚・出生に関わる手続きの担当課での配布を継続して依頼した。また、男女共同参画週間において、この冊子の周知と提供の場を設置した。 ・該当なし 	<p>〇男性の家事・育児時間が女性に比べて少ないと言われている中、妊娠から育児における各場面での大切にしたい心構えや技術等について、男性が家事・育児を当事者意識を持って行えるよう、助産師等専門家から学んでいただく機会を提供することができた。</p> <p>☆参加可能人数が限られているため、開催回数の検討が必要である。</p> <p>〇関係パンフレット等を配布することにより、家事の役割分担や育児の協同、女性の働き方に対し、考えるきっかけづくりとして提供し、啓発を促すことができた。</p> <p>☆関係パンフレット等の配布など、間接的な啓発になっているため、積極的な情報提供の仕方を検討していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家事・育児を始めとするワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための研修等の開催を引き続き行う。 ・関連情報を収集し積極的に情報提供をする。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の形態に応じ、仕事と子育て・介護等の調和のとれた生活が送れるよう、環境の整備に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに応じた保育サービスの実施 ・放課後児童クラブの充実 ・介護者を対象とした講座の開催 ・認知症の理解促進のための講座の開催 ・介護保険サービスの周知と充実 ・関連機関との連携や相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の両立支援に取り組む企業を認定するものや、「企業内子育て支援セミナー」等、県募集の関係チラシを配布した。 “しまね女性の活躍応援企業表彰募集” “誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業募集中” “女性活躍のための働きや市環境整備支援事業補助金” “介護と仕事の両立支援セミナー” ・病児・病後児保育室について、年度を通じて児童の受入を行った。 利用児童数：延べ 247 人 ・放課後児童クラブ主任支援員や支援員を対象とした応急手当講習を開催し、活動中での怪我や熱中症などの対処法などを学んだ。 	<p>○雇用側に対し、各種の情報提供にはなったが、内容の周知や理解には積極的な働きかけをする。</p> <p>☆積極的な周知の方法を検討する必要がある。</p> <p>○保護者の就労と子育ての両立を支援する環境を整えることができた。</p> <p>☆時代とともに変化する保育ニーズを把握する必要がある。</p> <p>○現場からの要望を受けて、応急手当講習を開催したことでのニーズに沿った研修を行うことができた。</p> <p>☆現場のニーズに応じて研修を企画することで、内容に偏りが生じないようにする必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各制度の周知を図るための積極的なアプローチの検討をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。 	人権同和教育啓発センター 子ども・子育て支援課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の形態に応じ、仕事と子育て・介護等の調和のとれた生活が送れるよう、環境の整備に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに応じた保育サービスの実施 ・放課後児童クラブの充実 ・介護者を対象とした講座の開催 ・認知症の理解促進のための講座の開催 ・介護保険サービスの周知と充実 ・関連機関との連携や相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な介護サービスの整備は、保険者である浜田地区広域行政組合と連携し実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 介護医療院の整備: 1事業所 定期巡回・随時対応型居宅介護看護事業所の整備: 1事業所 ・保険者である浜田地区広域行政組合において各種研修を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 介護の入門的研修 参加者数: 17人 生活支援担い手研修 参加者数: 9人 ・認知症サポーター養成講座を開催した。 受講者数: 8,496人 ・認知症のパンフレット等を配布した。 ・認知症地域支援推進員の外部委託により、地域での認知症学習会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期介護保険事業計画として14床の増床を行った。(介護医療院) ○介護医療院の整備により、医療依存度の高い要介護者に適切なサービス提供が一定数確保された。また、被保険者の圏域外流出の抑制につながった。 ○定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の開設により、緊急時の利用者の不安が解消され、自宅においても施設同様の安心感を得ることにつながった。 ☆サービス提供の担い手不足が懸念されている。 ○研修は家族の介護のため、自己の知識の習得のために受講される方が多かったが、福祉現場への就労に3名結びついた。 ☆介護人材が不足しているので、積極的に周知する必要がある。 ○認知症に対する理解度を高めることができた。 ☆出前講座等による啓発・周知が必要である。 ○内容を分けて学習会を開催することで地域での定着が図れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた介護サービスの整備を行っていく。 ・引き続き介護の入門的研修、生活支援担い手研修を開催していく。 ・引き続き認知症サポーター養成講座を開催していく。 ・パンフレットや出前講座の開催による周知を行っていく。 	健康医療対策課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の形態に応じ、仕事と子育て・介護等の調和のとれた生活が送れるよう、環境の整備に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康医療対策課や地域包括支援センターで窓口を設置し、対応した。 	<p>〇地域包括支援センターと情報共有及び連携することで、相談体制が充実した。</p> <p>☆地域包括支援センターにおいて、早急に人材不足を解消する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関と連携しながら、相談窓口の体制を整えていく。 	健康医療対策課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
男性の家事・育児・介護への参加促進	<p>・幅広い年代における男性の家事・育児・介護等に関する知識と技術を習得できる講座の開催や、理解促進のための啓発活動を行います。</p> <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初心者対象の料理教室の開催 ・各段階に応じた料理教室の継続的な開催 ・介護スキル取得の講座の開催 ・婚姻・妊娠に関わる届出時での家事手帳、育児手帳の配布 	<p>・男性が当事者意識を持って家事・育児等へ関わることを目的に、島根県主催の「両親（父親）セミナー」を子育て世代包括支援センターと共催という形で実施した。（再掲）</p> <p>・夫婦の役割分担や、父親の子育てや家事について県が作成した「家事の舵取りまるかじりガイドブック」「パパびより」を、結婚・出生に関わる手続きの担当課での配布を継続して依頼した。また、男女共同参画週間において、周知と提供の場を設置した。（再掲）</p> <p>・食生活改善推進員の活動の中で、男性の自立及び家事への参加を促進するため男性料理教室を実施した。 回数：11回、参加者数：99人</p> <p>・食生活改善推進員が、地域の男性宅を訪問し、男性料理教室のレシピ等の紹介等を行った。 回数：10回、対象者数：10名</p>	<p>○男性の家事・育児時間が女性に比べて少ないと言われている中、妊娠から育児における各場面での大切にしたい心構えや技術等について、男性が家事・育児を当事者意識を持って行えるよう、助産師等専門家から学んでいただく機会を提供することができた。（再掲）</p> <p>☆参加可能人数が限られているため、開催回数の検討が必要である。（再掲）</p> <p>○関係パンフレット等を配布することにより、家事の役割分担や育児の協同、女性の働き方に対し、考えるきっかけづくりとして提供し、啓発を促した。（再掲）</p> <p>☆関係パンフレット等の配布など、間接的な啓発になっているため、積極的な情報提供の仕方を検討していく必要がある。（再掲）</p> <p>○各支部（5支部）で男性料理教室を実施し、調理の基本やバランス食について、実習等を通じて伝えることができた。</p> <p>○地域からの要望も多く、地域のまちづくりセンター等、関係機関と連携して実施できた。</p> <p>☆参加者が固定化している。新たな参加者が増えるよう啓発していく必要がある。</p>	<p>・共催事業について積極的なかかわりを持つ。</p> <p>・各地域での定期的な開催を検討していく。</p> <p>・まちづくりセンター等と連携し、男性料理教室を開催する。</p>	人権同和教育啓発センター 健康医療対策課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
男性の家事・育児・介護への参加促進	<p>・幅広い年代における男性の家事・育児・介護等に関する知識と技術を習得できる講座の開催や、理解促進のための啓発活動を行います。</p> <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初心者対象の料理教室の開催 ・各段階に応じた料理教室の継続的な開催 ・介護スキル取得の講座の開催 ・婚姻・妊娠に関わる届出時での家事手帳、育児手帳の配布 	<p>・妊娠届出時やママパパ学級において男性の家事、育児への参加を促す内容をテキストにまとめ説明した。ママパパ学級においては、希望者に「妊婦体験ジャケット」の着用を実施し、妊娠中の大変さ等を実感してもらう内容も取り入れた。 ママパパ学級夫婦参加 延べ 71 組（昨年度 63 組）</p> <p>・赤ちゃん訪問や乳幼児健診において、父親の育児、家事参加状況や就労状況等を聞き取り、状況に合わせた助言を行った。</p>	<p>○様々な機会をとらえて参加促進のための啓発活動を実施できた。 妊娠届やママパパ学級、乳幼児健診など夫婦で参加数の増加につながった。</p> <p>○子育て支援センターへ、父親と子どものみでの来所もあり、父親が育児に積極的に参加している様子をうかがうことができた。</p> <p>☆家事・育児への参加を促すためには、啓発だけでなく、それが実行できるよう労働環境含め多面的な視点からの支援策が必要だと考える。</p>	<p>・引き続き様々な機会をとらえて参加促進のための啓発活動を実施する。</p>	子ども・子育て支援課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課												
市役所の男性職員等の子育てに関する休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> 育児と仕事が両立しやすい職場環境を作ります。 男性職員等が育児休業等(育児休業または育児参加のための休暇)を取りやすい環境づくりに努めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児休業等取得向上への取組 管理職を始めとする育児休業等の取得への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府や島根県からの関係チラシを人事課を始めとする庁内各課へ配布した。 “みんなが育休応援団” 子育てハンドブック等の休暇制度の手引については、制度改正の都度周知を図った。 また、年度当初には、所属長、庶務係長宛に職員の休暇取得の促進に努めるよう通知した。 男性職員向けのチラシを作成し、結婚や子の誕生に関係する届があつた際に配布した。 男性職員の育児休業等(育児休業または育児参加のための休暇)の取得率 令和5年度 <table> <tr><td>一般行政職</td><td>75.0%</td></tr> <tr><td>消防職</td><td>66.6%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>72.7%</td></tr> </table> ⇒令和6年度 <table> <tr><td>一般行政職</td><td>84.6%</td></tr> <tr><td>消防職</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>89.5%</td></tr> </table> 16.8 ポイントの上昇 	一般行政職	75.0%	消防職	66.6%	合計	72.7%	一般行政職	84.6%	消防職	100.0%	合計	89.5%	<p>〇関係チラシの配布に留まり、積極的な推進はできなかったが、広く情報提供を行うことができた。</p> <p>☆休暇取得については、人事課と共通認識を図り、共同で推進する体制づくりが必要である。</p> <p>〇対象者へのアンケートからも男性職員の育児休業等の取得に対する意識は向上している。</p> <p>☆更なる取得促進策の検討が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人事課と当センター間で共通認識を図る。 	人権同和教育啓発センター 人事課
一般行政職	75.0%																
消防職	66.6%																
合計	72.7%																
一般行政職	84.6%																
消防職	100.0%																
合計	89.5%																

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
市役所の男性職員等の子育てに関する休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・育児と仕事が両立しやすい職場環境を作ります。 ・男性職員等が育児休業等(育児休業または育児参加のための休暇)を取りやすい環境づくりに努めます。 	<p>(参考)</p> <p>・男性職員の育児休業の取得率 令和5年度 一般行政職 50.0% 消防職 33.3% 合計 45.5%</p> <p>⇒令和6年度 一般行政職 23.1% 消防職 0.0% 合計 15.8%</p> <p>29.7 ポイントの低下</p>			人事課

計画にかかる数値目標の進捗（計画期間中把握できた最終値と目標値を比較）

	項目	策定時の数値 (R3年度)	前年度(R5年度)		現年度(R6年度)		目標値 (R9年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本目標Ⅱ	1号認定子ども(※1) 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(R2実績) 213人 285人	(R5) 149人 210人	A	(R6) 136人 200人	A	(R6) 148人 280人	子ども・子育て支援課
	2号認定子ども(※2) 3号認定子ども(※3) 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(R2実績) 1,977人 1,845人	(R5) 1,578人 1,640人	A	(R6) 1,541人 1,580人	A	(R6) 1,588人 1,865人	子ども・子育て支援課
	延長保育事業 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(R2実績) 626人 626人	(R5) 445人 445人	A	(R6) 454人 454人	A	(R6) 853人 853人	子ども・子育て支援課
	病児・病後児保育 量の見込み(延べ人数/年) 量の確保	(R2実績) 17人 17人	(R5) 241人 241人	A	(R6) 247人 247人	A	(R6) 173人 173人	子ども・子育て支援課
	一時預かり事業(幼稚園在園者対象) 量の見込み(延べ利用人数/年) 量の確保	(R2実績) 12,259人 12,259人	(R5) 15,734人 15,734人	A	(R6) 13,681人 13,681人	A	(R6) 9,620人 9,620人	子ども・子育て支援課
	一時預かり事業(在園児対応型以外) 量の見込み(延べ利用人数/年) 量の確保	(R2実績) 920人 920人	(R5) 953人 953人	A	(R6) 494人 494人	A	(R6) 745人 745人	子ども・子育て支援課
	子育て短期支援事業 量の見込み(延べ日数/年) 量の確保	(R2実績) 3日 2か所	(R5) 7日 19か所	A	(R6) 0日 13か所	A	(R6) 38日 2か所	子ども・子育て支援課
	放課後児童クラブ 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(R2実績) 820人 875人	(R5) 771人 925人	A	(R6) 786人 915人	A	(R6) 799人 925人	子ども・子育て支援課
	地域子育て支援拠点事業 量の見込み(延べ利用人数/年) 量の確保	(R2実績) 17,565人 4か所	(R5) 23,380人 4か所	A	(R6) 20,995 4か所	A	(R6) 23,904人 4か所	子ども・子育て支援課

※ 子ども・子育て支援課担当分の数値：令和2年度～令和6年度 「浜田市子ども・子育て支援事業計画」より

表の年は、年度(4月～3月)を示している。

※ 量の見込みとは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において、1年間でどのくらいのニーズがあるかを数値で表したもの。

※ 量の確保とは、量の見込みに対してどのくらいの量を確保するのかを数値で表したもの。

(※1) 3～5歳、幼児期の学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）の認定を受けた子ども

(※2) 3～5歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園）の認定を受けた子ども

(※3) 0～2歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の認定を受けた子ども

	項目	策定時の数値 (R3年度)	前年度 (R5年度)		現年度 (R6年度)		目標値 (R9年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本目標Ⅱ	男性の育児休業または育児参加のための休暇の取得率（※4）	(R2) 50%	(R5) 75%	B	(R6) 89%	B	(R7) 95%	人事課
	女性の育児休業または育児参加のための休暇の取得率（※4）	(R2) 100%	(R5) 100%	A	(R6) 100%	A	(R7) 100%	人事課

(※4) 次世代育成支援対策推進法に基づく浜田市特定事業主行動計画による（令和5年度）一般行政職員のみの数値

【浜田市の評価】

- ・子育て世代に対し、様々な機会を捉えて講座等への参加を促し、参加者数も増加した。引き続き、関わろうとする意識と、知識と技術を習得しようとする意欲を捉え、より多くの市民の参加と、より多くの機会の提供に取り組んでいく必要がある。
- ・男性の家事への参画については、教室の開催に併せ、地域の男性宅を訪問するなど積極的なかかわりが伺える。男性の家事に対する意識から意欲へつながるよう、積極的なかかわりを継続していく必要がある。
- ・男性職員の育児休業等の取得率は微増していることから、当事者や所属部署において周知を図る等の取組の成果が伺える。取得しやすい環境づくりには職場の理解が重要であるため、引き続き制度の周知だけではなく、その必要性について職場全体の理解促進に努めていく必要がある。
- ・家事・育児・介護等が性別によって偏ることがないよう、共に協力し、分かち合い、担っていくという意識づくりが重要である。あらゆる世代の共通認識がなければ調和のとれた生活の実現は困難であるため、関係機関や庁内における関係部署が連携し、引き続き根気強く啓発していく必要がある。

重点目標 4 地域社会や地域産業における男女共同参画の促進

＜施策の方向性と具体的な取組＞

地域において、幅広い年代の人々が地域活動に参画し、男女それぞれが個性や能力を発揮できるよう意識啓発を進めます。

また、産業部門においては、性別にとらわれることのない働きやすい環境を整備するための支援を行います。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
自治会・P T A 等における方針決定への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決に向け、誰もが共に主体的に関わり、男女双方の意見が反映できるよう幅広い年代の女性の参画を促します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・P T Aにおける会長副会長に女性枠を設定する働きかけ ・地域における男女双方に対する意識改革を進める学習会や広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画関係団体や島根県男女共同参画推進委員（サポーター）と協同で、各地域において意識改革に向けた呼びかけ等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意識改革を進める学習会の開催はできなかった。また、各地域のサポーターの個別の啓発活動に頼る部分があった。 ○各地域において、各サポーターの啓発はまだ微力ではあるが、機会を捉え、根気強く呼びかけることで、気づきや意識するきっかけになったと捉えている。 <p>☆浜田市小中学校 PTA 連合会や校長会などの関係部署に対し、女性枠の設定を促すために理解してもらうことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就任に対して理解促進を図る機会を設ける。 	人権同和教育啓発センター
		<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 			関係課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
農林水産業・商工自営業における方針決定への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業や商工自営業における男女共同参画の推進に向けた啓発活動を行うとともに、関係団体や関係委員会の委員など、組織・団体の方針決定の場への女性の参画促進に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別役割分担意識等に起因する役割分担意識解消への啓発活動の実施 男女共同参画に関する情報提供 性別にとらわれない委員選出等への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 関係委員会の担当部署に対し、男女共同参画の視点から女性委員の就任を促すよう依頼した。 	<p>〇担当部署に依頼するに留まり、間接的な働きかけしかできなかつたが、府内連絡会で継続的な働きかけはすることができた。</p> <p>☆性別にとらわれない委員選出の必要性を、担当部署に理解してもらうことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各担当部署との協議 	人権同和教育啓発センター
		<ul style="list-style-type: none"> 女性農業委員の登用を図る為、農業委員・推進委員と男女共同参画の視点から女性委員の就任を促すよう依頼した。 委員数：19名中3名（R6年度） 19名中1名（R5年度） 	<p>〇関係各所と連携し、継続的に働き掛けを行うことができた。</p> <p>☆次期農業委員選任により女性参画がされるよう、引き続き農業委員会各委員及び関係機関に理解してもらうこと必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会総会での協議 広報やHPによる女性登用の呼びかけ 	農業委員会事務局
		<ul style="list-style-type: none"> 浜田漁港周辺エリア活性化計画に基づく事業の進捗状況の評価・検証を行う、浜田漁港周辺エリア活性化推進委員会に複数名の女性委員に参画いただいた。 委員数：20名中2名（R6年度） 20名中2名（R5年度） 	<p>〇浜田漁港周辺エリアの活性化のため、男女問わず幅広い意見を伺い、進捗評価の参考にすることができた。</p> <p>☆審議会等への女性の参画率の数値目標40%に準じ、更なる女性の参画促進が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き女性の参画促進に取り組んでいく。 	水産振興課
		<ul style="list-style-type: none"> できる限り、窓口にチラシを置く等の取組を行った。 	<p>〇どの程度効果があったかは、把握できなかつた。</p> <p>☆商工自営業者の実態が把握できない。</p> <p>☆方針決定の場での女性の意見を取り入れることは重要なことと考える。しかしながら、個別に事業者への周知を行うことは困難であり、方法を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要な場において、啓発や関係パンフレットやチラシなどで情報提供を行う。 	商工労働課

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
技術向上研修、起業の知識取得研修等への女性の参画促進と支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女共に働きなくなるような農林水産業を始めとする地域産業の実現に向けた各種支援に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が参加しやすい育成研修の開催 家族経営協定締結の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 特段、取組はしていない。 	<p>〇関係機関からの情報提供を待つなど受動的であった。</p> <p>☆積極的な情報取集とその周知が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県からの情報提供を関係機関等へしていく。 	人権同和教育啓発センター
		<ul style="list-style-type: none"> パンフレットや冊子等で情報提供をして家族経営協定の締結促進に努めた。 (平成 23 年度以降、8 件締結) 情報提供先：該当農家 	<p>〇令和 4 年度以降、締結経営体が増えている状況であり、制度や取り組例について情報発信が必要であった。</p> <p>☆広く情報が周知できるよう普及啓発の仕方を検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、家族経営協定締結の要望に応じた支援を行う。 	農林振興課
		<ul style="list-style-type: none"> 性別を問わず誰もが働きやすくなるような職場環境について、関係機関と意見交換を行った。 	<p>〇新たな水産関連企業の進出により、地域の雇用創出が見込まれる中で、女性の就業機会拡大へつながる可能性も高まった。</p> <p>☆水産業の担い手不足は、性別を問わず大きな課題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、若者漁業者確保支援事業、ふるさと漁業育成事業などの担い手確保対策に取り組む。 	水産振興課
		<ul style="list-style-type: none"> 「起業等支援事業補助金」において、補助金額 20 万円が上限のところ、申請者が女性の場合は 30 万円を上限とし上乗せ補助を行っている。 活用実績：なし 	<p>〇活用実績がないのは、同種補助金があることも理由として考えられる。</p> <p>☆制度の見直しの検討が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績がないため、当該補助金は令和 7 年度から廃止する。 	商工労働課

計画にかかる数値目標の進捗（計画期間中把握できた最終値と目標値を比較）

	項目	策定時の数値 (R3 年度)	前年度 (R5 年度)		現年度 (R6 年度)		目標値 (R9)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本目標Ⅱ	家族経営協定締結の農家数 (※)	8	(R5) 8	B	(R6) 8	B	10	農林振興課

(※) 経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

【浜田市の評価】

- ・自治会やPTA活動等の方針決定を行う場において、未だ女性の参画率は少ない状況である。どちらか一方の性別に偏ることなく、男女共に参画する重要性について、固定観念にとらわれない意識改革が男女共に必要である。研修等の実施や、行政、地域、学校等それぞれが連携し、男女双方の意見を反映していく環境づくりへの取組を引き続き推進していく必要がある。
- ・農林水産業や商工の分野に関して、男女共に働きやすい環境づくりを目指し、情報提供や意見交換等を行うなど、環境の改善への取組をしている。各分野において担い手不足という大きな課題があるが、能力や意欲が発揮できる就業環境を整え、一人ひとりが重要な担い手として活躍できる体制作りの推進や意識改革への取組を、関係機関と連携して進めていく必要がある。

基本目標Ⅲ 「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」

重点目標 1 男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進

＜施策の方向性と具体的な取組＞

固定的な性別役割分担意識や固定観念にとらわれず、誰もが自分らしい生き方が尊重されるよう、多様な機会を捉えた広報啓発活動や講演会等、男女共同参画への理解促進と、意識づくりに向けた取組を各年代や各場面において進めます。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
性別役割分担意識に基づく慣行等の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 固定的な性別役割分担意識解消に向け、知識向上を目的とした啓発活動に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 啓発に関する情報の提供・ 研修や講演会の開催	<ul style="list-style-type: none">・ 市の職員研修の中で、テーマを「女性と子ども」とし、その中で「性別役割分担意識」「ジェンダー」「無意識の思い込み」等について講義した。	<p>○間接的な方法ではあるが、性別役割分担等について、意識啓発を行いうことができた。</p> <p>☆府内だけではなく、市民の方に広く周知を図る方法を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 広く積極的なアプローチをしていく。	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
家庭・地域・職場における意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域・職場において男女共同参画への理解を広め、正しい認識と理解を促進するために、研修や講演会を開催します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連携による講演会の開催 ・地域、職場における研修の開催 ・男女共同参画に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの研修や講演会等のチラシを支所やまちづくりセンター、市役所ロビー等に配布、設置をした。 ・まちづくりセンター職員研修の人権研修に、男女共同参画の分野を盛り込み、定期的な受講体制をとって学びの機会を設けた。 ・島根県女性活躍推進課が作成した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を配布した。 配布先：府内各課 各まちづくりセンター 	<p>〇地域に関わる職員研修として、定期受講の体制をとることにより、広く知識の提供と共有を図ることができた。</p> <p>☆関連部署と共催できるよう、積極的な情報共有が必要である。</p> <p>〇何気なく使っている表現が、性別を強調したり、性別による思い込み等を植え付けるものにならないよう、より適切でより良い表現を考えるための情報提供ができた。</p> <p>☆表現について意識することができる継続した啓発が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・講演会の開催について、関係団体、関連部署との協議。 ・各課から出される文章等について表現方法を確認する。 	人権同和教育啓発センター
広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図ることができるよう、積極的な広報啓発活動に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ掲載や関係機関からの啓発誌による周知 ・浜田市男女共同参画推進計画の周知 ・関係機関の取組の紹介 ・男女共同参画推進月間に合わせた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間において、関係団体と市役所ロビーで啓発パネル、関係チラシ、県計画、本市計画等の展示を行った。 ・関係団体作成の男女共同推進標語カレンダーを、市内各所へ配布した。 作成団体：浜田市男女共同参画研究会 配布先：各まちづくりセンター 各支所、商工会議所、島根県立大学、銀行 医療機関等 	<p>〇広報誌、ホームページ、市役所ロビー等、公共の場や媒体を使って、広く情報提供をする場を持つことができた。</p> <p>〇男女共同参画を身近なこと、自分事として考え方意識していただく機会を提供することができた。</p> <p>☆意識や関心をもってもらえるような広報の仕方を具体的に考える必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報や展示等の啓発の仕方を検討していく。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた○評価☆課題	次年度の取組	担当課
男女共同参画に関する啓発活動を行っている団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を推進する団体や、県の委嘱を受けた男女共同参画推進委員（キラ☆サポ）の活動を支援します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の運営支援 ・団体の活動への協力 ・団体等の男女共同参画に関する基礎研修・資質向上研修の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜田女性ネットワーク」に活動費を補助し、活動を支援した。 理事会：9回開催 啓発：男女共同参画週間における啓発活動の共催 企業視察：しまね女性の活躍応援企業受賞先 委員就任：各委員会へ延べ19人就任への働きかけ ・県の委嘱を受けた男女共同参画サポートー（推進委員）で構成される「浜田市男女共同参画研究会」への活動の支援をした。 会議：7回 啓発：男女共同参画推進イラストの募集 男女共同参画推進標語フレンダーの作成 研修：県主催の基礎研修、資質向上研修の案内と取りまとめ、各種研修会への参加 HUGサポート研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の主動は団体であるという体制を崩さず、団体が主体的に活動できるよう、助言や事務等を適切に行い、意欲的に活動に取組める支援ができた。 <p>☆団体構成員の高齢化により、構成員数の減少は避けられないため、新たな団体の確保のためには、会員のネットワークなどを活用するなど、各団体の協力が必要である。</p> <p>☆会議や研修に参加困難な状況に対応した活動の仕方の検討や、参加しやすい環境の整備が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点をあらゆる分野において、啓発する。 防災分野、学校関係等 ・新規団体の勧誘 ・啓発に必要な資質の向上研修の受講 	人権同和教育啓発センター

【浜田市の評価】

- ・未だ性別役割分担意識は根強く、この固定観念を解消するための取組は必要となるが、積極的な啓発は行われていない状況である。家庭、地域、職場等に根強く残る固定観念の解消に向け、「性別役割分担意識」や「無意識の思い込み＝アンコンシャス・バイアス」について、その内容や弊害を具体的に理解してもらう取組を根気強く進める必要がある。
- ・男女共同参画社会をめざす各団体が、身のまわりや地域において意欲的に啓発活動を行うことができ、そのための支援を適切に行うことができた。引き続き、「共に男女共同参画社会の実現を目指す」という連帯感を持続させ、適切な支援を行い、啓発を図っていく必要がある。

重点目標2 男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進

＜施策の方向性と具体的な取組＞

子どもを始めとするあらゆる世代において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や無意識の思い込みの解消と、男女双方の意識改革と理解の促進に努めます。

また、あらゆる場面、あらゆる世代に応じて、男女共同参画が分かりやすく、身近で親しみやすいものになるよう努めます。

教育・学習に関わる担当課との連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた教育を推進するため、研修機会の提供や情報提供に取り組みます。

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
学校における男女共同参画に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識や思い込みを植え付けない、年齢に応じた男女共同参画の学習に取り組みます。 ・ 男女共同参画の視点にあった学校運営や諸活動の実施に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する教育の推進活動 ・ 教職員への研修の実施や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会の意識を高めることとその社会形成を目的とし、県内の小中学校を対象にした「あすてらす情報キャラバン」(しまね女性センター主催) の案内を各小中学校へした。 ・ 関係団体を通して、ジェンダー関連の書籍を寄贈した。 <p>【寄贈先】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校：24校 放課後児童クラブ：19クラブ 図書館他 <p>【書籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こどもジェンダー」 「女の子だから、男の子だからをなくす本」 	<p>〇各学校ヘチラシの配布をするに留まっており、内容の周知は十分ではないが、広く情報提供はできた。</p> <p>☆積極的な情報提供を行い、内容の周知を図る。</p> <p>〇間接的な方法ではあるが、「性別による思い込みや決めつけ」にとらわれることのない意識づくりについて、気づきの機会を提供し、固定的役割分担意識等の解消に繋がる啓発ができた。</p> <p>☆生徒だけではなく、教師に対しても共通の気づきの機会を提供する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ しまね女性センターと、周知に向けた情報提供のあり方を検討する。 ・ 男女共同参画関連の書籍の選定と寄贈 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
学校における男女共同参画に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識や思い込みを植え付けない、年齢に応じた男女共同参画の学習に取り組みます。 ・男女共同参画の視点にあった学校運営や諸活動の実施に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する教育の推進活動 ・教職員への研修の実施や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等の教科等、学校教育全体を通じて、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性について指導した。 ・各学校における研修や島根県による初任者研修や人権同和教育主任等研修の受講を通じて、教職員への意識啓発を行った。 	<p>〇各学校の計画的な指導や研修機会の提供等により、児童生徒及び教職員に対して男女共同参画に関する教育を推進できた。</p> <p>☆児童生徒への指導を更に充実させていくために、人権教育（男女共同参画を含む）年間計画に位置付けて、より系統的な指導が行われるように教員の意識を高めていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各学校の計画的な指導及び研修機会の提供に取り組む。 	学校教育課
男女共同参画について学ぶ生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識や思い込みを解消する男女共同参画の学習に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域やまちづくりセンター等における男女共同参画の学習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター職員研修の人権研修に、男女共同参画の分野を盛り込み、定期的な受講体制をとり、学びの機会を設けた。 	<p>〇地域に関わる職員研修として、定期受講の体制をとることにより、広く知識の提供と共有を図ることができた。</p> <p>☆関係団体と講演会等の開催について、方向性を協議する必要がある。また、関連部署と共にできるよう、積極的な情報共有が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署との意見交換をし、実態の把握から内容や開催方法を探る。 ・男女共同参画研修の実施。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
男女共同参画について学ぶ生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター職員への研修の実施 ・固定的な性別役割分担意識や思い込みを解消する男女共同参画の学習に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域やまちづくりセンター等における男女共同参画の学習会の開催 ・まちづくりセンター職員への研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターにおいて、人権研修会や講演会を定期的に開催した。一部のセンターでは、「男女共同参画」にテーマを絞ったものではないが、「子どもの権利条約」等が内包された内容で実施した。 ・まちづくりセンター職員対象の人権研修の中に「男女共同参画」の分野を盛り込み、定期的な受講体制と学ぶ機会を設けた。 ・まちづくりセンター職員への研修を実施した。 <p style="margin-left: 2em;">テーマ：浜田市人権を尊重する まちづくり条例について 講 師：人権同和教育啓発センターの指導主事</p> <p style="margin-left: 2em;">テーマ：地域における男女共同参画社会について 講 師：公益財団法人しまね女性センター 漆谷 佑美子氏</p> 	<p>〇まちづくりセンターで開催する人権研修会や講演会を通じて、男女共同参画について学ぶ生涯学習の推進を行なうことができた。</p> <p>また、人権同和教育啓発センターの協力のもと、まちづくりセンター職員への研修の実施ができた。</p> <p>☆人権研修会や講演会開催に向けた周知や集客方法等について、検討が必要である。</p> <p>〇まちづくりセンター職員からは、「センターの事業づくりの視点に取り入れたいヒントをいただけた」という声が挙がった。</p> <p>☆関係団体と研修の開催について、方向性を協議する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、まちづくりセンターにおける人権研修会や講演会を開催する。 また、まちづくりセンター職員への研修を実施する。 	まちづくり社会教育課
P T A 等における男女共同参画に関する合同研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修等を通して、園児や児童、生徒の保護者に対し、男女共同参画の意義について学ぶ機会をつくります。 ・保育、幼児教育に携わる人に対し、男女共同参画意識への理解を深める学習機会の提供や情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T Aから男女共同参画に関する研修の要望がなかったため実施できなかった。 ・しまね女性センターからの関係パンフレットや講座等の案内チラシは、保育園・幼稚園に配布し情報提供をした。 	<p>〇学校関係の研修については、同和問題や人権侵害の内容が多く、男女共同参画に関する学びの場を設けることができていない。</p> <p>☆これらの人権内容と同じく、男女共同参画についてもその学びの場を設けることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり社会教育課と連携し、浜田市P T A連合会に対して指導主事の巡回講座による男女共同参画の視点を取り入れた研修等の情報提供を行い、P T A関係者による研修実施を働きかける。 	人権同和教育啓発センター

施策の方向性	具体的な取組	実施状況	実施状況を踏まえた〇評価☆課題	次年度の取組	担当課
P T A 等における男女共同参画に関する合同研修の推進	<p>提供を行います。</p> <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職場等における合同研修の実施促進 ・市の指導員の講師派遣 ・人権研修等を通して、園児や児童、生徒の保護者に対し、男女共同参画の意義について学ぶ機会をつくります。 ・保育、幼児教育に携わる人に対し、男女共同参画意識への理解を深める学習機会の提供や情報提供を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職場等における合同研修の実施促進 ・市の指導員の講師派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T Aに対象を絞った男女共同参画に関する学習機会の提供等は、行っていない。 ・浜田市P T A連合会との意見交換会で、人権同和教育啓発センターから巡回講座実施等の情報提供を行った。 ・保育士等に対し、毎年度人権研修を実施しているが、男女共同参画を主題とした研修は近年実施していない。 	<p>〇P T Aを対象に男女共同参画に関する学習機会の提供は出来ていない。</p> <p>☆機会を捉えて情報提供を実施する等、取組を検討する。</p> <p>〇保育関係の研修については、子どもの権利や性被害防止等の内容が多く、男女共同参画に関する学びの場を設けることができていない。</p> <p>☆人権研修の内容に、男女共同参画の内容を取り入れる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権同和教育啓発センターと連携し、浜田市P T A連合会との意見交換会で、巡回講座等の情報提供を行う。 ・保育関係者からの要望に基づき、人権研修の内容を決定するため、優先度を考慮しながら、男女共同参画の内容を取り入れることについて提案を含め検討する。 	まちづくり社会教育課 子ども・子育て支援課

【浜田市の評価】

- ・まちづくりセンター職員に対し、男女共同参画の視点を取り入れた研修を継続して行うことができた。継続することにより、気づきや知識を深め、地域における啓発へ繋げて行く必要がある。
- ・学校では、児童生徒や職員に対する教育を行うことができた。今後は更に関係部署と連携し、男女共同参画に関する教育の推進に取り組む必要がある。
- ・保育、幼児教育に携わる人への人権研修に併せ、今後は「無意識の思い込み＝アンコンシャス・バイアス」やジェンダー意識に関する男女共同参画の視点を取り入れた学習機会の提供が必要である。

- ・ 幼児期からの意識づくりや、あらゆる世代に向けた意識改革を促す啓発を進めていくため、自治会や地域のコミュニティなどで機会を捉え、関係機関と連携を図って取り組む必要がある。

第3部 数値目標の進捗

1 計画にかかる数値目標の進捗

2 審議会等への女性の参画率

1 計画にかかる数値目標の進捗 (計画期間中把握できた最終値と目標値を比較) 【再掲】

	項目	策定時の数値 (R3年度)	前年度 (R5年度)		現年度 (R6年度)		目標値 (R9年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本目標 I	DV防止法の認知度 (重点目標ごとに)	(R2) 70.1%	(R2) 70.1%	(※1)	(R2) 70.1%	(※1)	80%	子ども・子育て支援課
	学校におけるSOSの出し方等心の健康づくりに関する講座の実施	1校	7校	A	6校	A	増加	健康医療対策課
	防災会議への女性の参画率	20% 男:28 女:7	25.6% 男:29 女:10	C	23.0% 男:30 女:9	C	30% 男:24 女:11	防災安全課
基本目標 II	審議会等への女性の参画率	25.2%	27.3 (※2)	B	26.8 (※2)	C	40%	人権同和教育啓発センター
	女性のいる審議会等の比率	80.7%	80.6	C	78.4	C	100%	人権同和教育啓発センター
	市の係長級以上の役職への女性の登用比率 (※3)	(R2) 21.5%	(R5) 25.1%	A	(R6) 26.5%	A	(R7) 24%	人事課
	男性の育児休業または育児参加のための休暇の取得率 (※4)	(R2) 50%	(R5) 75%	B	(R6) 89%	B	(R7) 95%	人事課
	女性の育児休業または育児参加のための休暇の取得率	(R2) 100%	(R5) 100%	A	(R6) 100%	A	(R7) 100%	人事課

(※1) 市民意識調査の数値を掲載している。次回調査が令和8年度のため、令和2年度の数値。

(※2) 詳細は、数値目標の進捗2 審議会等への女性の参画率 (P.52) を参照

(※3) 女性活躍推進法に基づく浜田市特定事業主行動計画による（令和6年度）一般行政職員のみの数値

(※4) 次世代育成支援対策推進法に基づく浜田市特定事業主行動計画による（令和6年度）一般行政職員のみの数値

	項目	策定時の数値 (R3年度)	前年度 (R5年度)		現年度 (R6年度)		目標値 (R9年度)	担当課
			数値	達成度	数値	達成度		
基本目標Ⅱ	1号認定子ども (※5) 量の見込み (実人数/年) 量の確保	(R2 実績) 213人 285人	(R5) 149人 210人	A	(R6) 136人 200人	A	(R6) 148人 280人	子ども・子育て支援課
	2号認定子ども (※6) 3号認定子ども (※7) 量の見込み (実人数/年) 量の確保	(R2 実績) 1,977人 1,845人	(R5) 1,578人 1,640人	A	(R6) 1,541人 1,580人	A	(R6) 1,588人 1,865人	子ども・子育て支援課
	延長保育事業 量の見込み (実人数/年) 量の確保	(R2 実績) 626人 626人	(R5) 445人 445人	A	(R6) 454人 454人	A	(R6) 853人 853人	子ども・子育て支援課
	病児・病後児保育 量の見込み (延べ人数/年) 量の確保	(R2 実績) 17人 17人	(R5) 241人 241人	A	(R6) 247人 247人	A	(R6) 173人 173人	子ども・子育て支援課
	一時預かり事業 (幼稚園在園者対象) 量の見込み (延べ利用人数/年) 量の確保	(R2 実績) 12,259人 12,259人	(R5) 15,734人 15,734人	A	(R6) 13,681人 13,681人	A	(R6) 9,620人 9,620人	子ども・子育て支援課
	一時預かり事業 (在園児対応型以外) 量の見込み (延べ利用人数/年) 量の確保	(R2 実績) 920人 920人	(R5) 953人 953人	A	(R6) 494人 494人	A	(R6) 745人 745人	子ども・子育て支援課
	子育て短期支援事業 量の見込み (延べ日数/年) 量の確保	(R2 実績) 3日 2か所	(R6) 7日 19か所	A	(R6) 0日 13か所	A	(R6) 38日 2か所	子ども・子育て支援課
	放課後児童クラブ 量の見込み (実人数/年) 量の確保	(R2 実績) 820人 875人	(R5) 771人 925人	A	(R6) 786人 915人	A	(R6) 799人 925人	子ども・子育て支援課
	地域子育て支援拠点事業 量の見込み (延べ利用人数/年) 量の確保	(R2 実績) 17,565人 4か所	(R5) 23,380人 4か所	A	(R6) 20,995人 4か所	A	(R6) 23,904人 4か所	子ども・子育て支援課
	家族経営協定締結の農家数 (※8)	8	(R5) 8	B	(R6) 8	B	10	農林振興課

達成度 A:12 達成度 B:2 達成度 C:3

- ※ 子ども・子育て支援課担当分の数値：令和2年度～令和6年度 「浜田市子ども・子育て支援事業計画」より
表の年は、年度（4月～3月）を示している。
- ※ 量の見込みとは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において、1年間でどのくらいのニーズがあるかを数値で表したもの。
- ※ 量の確保とは、量の見込みに対してどのくらいの量を確保するのかを数値で表したもの。
- (※5) 3～5歳、幼児期の学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）の認定を受けた子ども
- (※6) 3～5歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園）の認定を受けた子ども
- (※7) 0～2歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の認定を受けた子ども
- (※8) 庭農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐いを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

【達成度の基準】

達成度は「A」「B」「C」の3段階評価とし、各目標値に対する評価基準は下記表のとおりとします。

評価	目標値ごとの評価方法					
	増加目標	減少目標	維持目標		増加の抑制または減少の抑制目標	
A 順調	100%以上	100%以上	当該年度目標値を維持または向上		当該年度目標の達成	
B 一定の 進捗がある	99%～50%	99%～50%	当該年度目標値 より後退	前年より向上	目標 未達成	前年度より向上
				前年と同値または後退		前年と同値または後退
C 遅れている	49%以下	49%以下				

2 審議会等への女性の参画率

	審議会数	うち女性委員の いる審議会数	委員数（人）	うち女性の 委員数（人）	女性の割合 (%)
地方自治法第 202 条の 3 に基づく 審議会等（広域を除く）①	31	25	446	122	27.4
地方自治法第 180 条の 5 に基づく 委員会等 ②	6	4	35	7	20.0
数値目標 I 審議会等への女性の参画率	37	29	481	129	26.8

①【地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等(※1)の女性の登用】

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)	担当課
1	市町村防災会議 (会長である市町村長を含む場合)	災害対策基本法第 16 条 浜田市防災会議条例	39	9	23.0	防災安全課
2	介護認定審査会	介護保険法第 14 条	75	32	42.7	健康医療対策課 (広域)
3	浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会	介護保険法第 14 条	24	7	29.2	健康医療対策課 (広域)
4	浜田市行政不服審査会	行政不服審査法第 81 条第 1 項 浜田市行政不服審査会条例	5	1	20.0	総務課
5	浜田市行財政改革推進委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	17	5	29.4	行財政改革推進課

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)	担当課
6	浜田市指定管理者選定委員会	浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例	6	0	0.0	行財政改革推進課
7	公務災害補償等認定委員会	浜田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例	5	1	20.0	人事課
8	浜田市地域協議会	浜田市協働のまちづくり推進条例	75	23	30.7	まちづくり 社会教育課
9	浜田市総合振興計画審議会	浜田市総合振興計画審議会条例	23	7	30	政策企画課
10	浜田市男女共同参画推進委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	9	5	55.6	人権同和教育啓発センター
11	浜田市民生委員推薦会	民生委員法第 5 条	14	5	35.7	地域福祉課
12	浜田市障害者等介護給付費等審査会	浜田市障害者等介護給付費等審査会条例	12	4	33.3	地域福祉課
13	浜田市障がい者差別解消推進委員会	浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例	10	3	30.0	地域福祉課
14	浜田市保健医療福祉協議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	20	4	20.0	地域福祉課
15	浜田市予防接種健康被害調査委員会	浜田市予防接種健康被害調査委員会委員設置条例	5	0	0.0	健康医療対策課
16	浜田市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第 11 条	17	1	5.9	保険年金課
17	浜田市環境審議会	環境基本法第 44 条	20	3	15.0	環境課

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)	担当課
18	浜田市環境清掃対策審議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	10	7	70.0	環境課
19	浜田市都市計画審議会	都市計画法第 77 条の 2	17	1	5.9	建設企画課
20	浜田市景観審議会	景観法、浜田市景観条例	委員不在 (事案発生時に委嘱)			建設企画課
21	浜田市教育支援委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	11	7	63.6	学校教育課
22	浜田市学校給食審議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	13	3	23.1	教育総務課
23	浜田市奨学金審査委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	5	0	0.0	教育総務課
24	浜田市いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法 浜田市いじめ防止対策推進条例	5	4	80.0	学校教育課
25	浜田市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法 浜田市いじめ防止対策推進条例	15	6	40.0	学校教育課
26	浜田市図書館協議会	図書館法第 14 条	10	3	30.0	教育総務課
27	浜田市文化財審議会	文化財保護法第 190 条	10	0	0.0	文化振興課
28	浜田市美術品等収集委員会 ※R5.9.29 廃止	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	委員不在 (事案発生時に委嘱)			文化スポーツ課
29	浜田市資料館運営協議会	浜田市資料館運営協議会条例	7	0	0.0	文化振興課

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)	担当課
30	浜田市社会教育委員	社会教育法第15条	13	6	46.2	まちづくり 社会教育課
31	浜田市水道事業審議会 ※R6.4.1廃止	浜田市水道事業審議会条例				水道管理課
32	浜田市下水道審議会 ※R6.4.1廃止	地方自治法§138の4③ 浜田市附属機関設置条例				水道管理課
33	浜田市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条 浜田市スポーツ推進審議会条例	9	2	22.2	スポーツ振興 課
34	浜田市情報公開・個人情報保護審査会	浜田市情報公開・個人情報保護審 査会条例	5	1	20.0	総務課
35	浜田市空家等対策協議会	浜田市空家等対策の推進に関する 条例	11	0	0.0	建築住宅課空 き家対策室
36	浜田市人権尊重推進委員会	浜田市人権を尊重するまちづくり 条例	14	8	57.1	人権同和教育 啓発センター
37	浜田市上下水道事業審議会	浜田市上下水道審議会条例第1条	14	3	21.4	水道管理課
①	広域ではない審議会の委員数合計		446	122	27.4	

② 【地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等（※2）の女性の登用】

	委員会、委員名	委員総数（人）	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)	担当課
1	教育委員会	4	2	50.0	教育総務課
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	選挙管理委員会事務局
3	公平委員会	3	1	33.3	公平委員会事務局
4	監査委員	2	0	0.0	監査委員会事務局
5	農業委員会	19	3	15.8	農業委員会事務局
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	総務課
②	広域ではない委員会の委員数合計	35	7	20.0	

※進捗管理(年次報告)における審議会等への女性の参画率については、毎年県(毎年 4 月 1 日時点)へ報告をする審議会等と整合性を図ります。
 (ただし、年度末までに委員数の変更があった審議会については、直近の数値とします。)

(※1) 地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等とは、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関。

(※2) 地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等とは、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会。

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）

【令和4年度～令和9年度】

令和7年度版 年次報告書（令和6年度実施状況）

浜田市地域政策部 人権同和教育啓発センター

浜田市健康福祉部 子ども・子育て支援課